入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件大規模改造工事（３期）に伴う廃棄物集積作業及び物品等の移設に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）

福島県立郡山北工業高等学校長　鈴木　稔

２　入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務内容等については、別紙仕様書のとおり。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記６の(1)に示す期間及び場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 5 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1)　暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第４号様式）

(2)　福島県に本店・支店または営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）など。ただし、発行後３か月以内のもの。コピー可）

(3)　事業実施に必要な許可（貨物自動車運送事業法に基づく事業許可）を証する書類の写し

(4)　「ＪＩＳＱ１５００１個人情報保護マネジメントシステム―要求事項（プライバシーマーク）」の認証又は「ＪＩＳＱ２７００１情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）」の認証を受けていることを証する書類の写し

(5)　過去５年以内に、福島県内において本公告の仕様に合致した業務又はこれと同等

の業務を元請けとして履行した実績を証明するもの。(契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明書等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。)

5　入札説明会

実施しない。ただし、現地確認等を希望する場合は、下記６の(1)に記載の連絡先に事前に連絡・調整のうえ、学校長の指定日時に行うものとする。

6　入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和４年２月１６日（水）午後４時まで　福島県立郡山北工業高等学校　事務室

tel.０２４－９３２－１１９９　fax.０２４－９３５－９８４９

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

令和４年２月24日（木）午前１１時００分

福島県立郡山北工業高等学校　小会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

令和４年２月24日（木）午前１１時００分

福島県立郡山北工業高等学校　小会議室

7　入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第６号様式）に必要とする事項を記載し、上記６の(2)に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第５号様式）（学校からの通知）写し

イ　委任状（第７号様式）・・・代理人が出席し入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合、「本件責任者名及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)

8　入札保証金

(1)　入札に参加を希望するものは、入札金額の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付しなければならない。

(2)　入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3)　財務規則第 249 条第 1 項各号（別記 1 ）に該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4)　入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和 4 年 2 月 16 日（水）午後 4 時までに、上記 6 の(1)に示す場所に提出すること。なお、保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること。(原本は返却しないので留意すること。)

ア　入札保証金納付免除申請書（第 8 号様式）

イ　履行実績書（第 9 号様式）※必要がある場合に提出する。

9　入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記 6 の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記 7 の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

10　入札参加者に要求される事項

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出日時に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立郡山北工業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11　入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければなら

ない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）により福島県立郡山北工業高等学校事務室に令和 4 年 2 月 14 日（月）午後４時までに説明を求めることができる。

発注者は、入札説明書等に関する回答書（第２号様式）にて、福島県立郡山北工業高等学校ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合があるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める事がある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

13　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記３の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書等において示す入札に関する条件に違反した入札
(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
(4) 委任状を持参しない代理人のした入札
(5) 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札
(6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者又は担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）
(7) 金額を訂正した入札
(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(9) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

14　落札者の決定方法
(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
　この場合において、当該落札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令 167 条の２第１項第８号の規定により随意契約をすることができる。

15　契約保証金
(1) 落札者は、契約金額の 100 分の５以上の額の契約保証金を納付するものとする。
(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
(3) 財務規則第 229 条第１項各号（別記２）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
(4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第 231 条及び第 233 条による。

16　契約書等の作成
(1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から１０日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
(2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第５項の規定により両者が契約書に記名押

印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17　契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18　異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19　その他

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行う事ができないときは、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(3) 入札から落札者の決定までの間に、入札者が上記３の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としない。

(4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア　本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ　第三者への配布を目的とする本説明書の複写

ウ　第三者への本説明書複写物の配布

福島県財務規則（抜粋）

別記１（入札保証金の減免）

第 249 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(3)　試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　その他別に定めるとき。

２　（略）

別記２（契約保証金の減免）

第 229 条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4)　施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融金庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103

号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第2条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)　随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6)　1件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(7)から(11)まで　(略)

(12)　1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

(13)から(18)まで　(略)

2　(略)